

株式会社肥後銀行

公表日：2021年12月24日

ポジティブインパクトファイナンス実施体制

ESG推進室

担当アナリスト：森安圭介

格付投資情報センター（R&I）は肥後銀行のポジティブインパクトファイナンス（PIF）実施体制について、国連環境計画 金融イニシアティブ（UNEP FI）が制定したポジティブインパクト金融原則（PIF原則）に適合していることを確認した。R&Iは肥後銀行が提供した情報とR&Iが実施した手続きの範囲において、実施体制における業務プロセスはPIF原則に準拠してデザインされ融資案件に適用されることを確認している。

1. 評価対象

(1) 経営戦略におけるサステナビリティ

肥後銀行は熊本県のトップ地銀。鹿児島県のトップ地銀である鹿児島銀行と共に九州フィナンシャルグループの中核を担う。主要な営業基盤である熊本県における市場地位は非常に高く、福岡県を中心とする北部九州にも一定の拠点を持つ。2021年4月からスタートした中期経営計画「改革」では、「お客様、地域、社員とともに、より良い未来を創造する『地域価値共創グループ』への進化」を10年ビジョンとして掲げた。同年12月には、脱炭素社会の実現に向けて2050年までにカーボンニュートラルを達成することを宣言している。地域金融機関として地域の回復・再生、成長を支える「要」としての役割・使命を発揮することが重要と考えており、豊かな水資源と森林資源に囲まれた熊本に生きる人々の未来への「想（おも）い」をブランドスローガン「うるおいある未来のために。」に表している。

九州フィナンシャルグループとして「サステナビリティ宣言」や「投融資に関する指針」を策定し、ESG経営の強化に積極的に取り組んでいる。再生可能エネルギーや地域の基幹産業である農業・観光向けの融資、気候変動の抑制や生物多様性に資する事業への支援等、包括的なESG金融に関する取り組みを推進している。19年7月には気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に賛同を表明して「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の開示を進め、CO2排出量算定高度化に向けた国際基準の導入や気候変動に関するシナリオ分析に着手している。20年9月にはUNEP FIが主導する責任銀行原則（PRB）に国内地方銀行として2番目に署名した。

こうしたグループのサステナビリティに関する方針に沿って、肥後銀行は持続可能な開発目標（SDGs）の実現と地域課題の解決を目指すため、独自性と地域性を反映したサステナビリティ全体構想を掲げる。重要課題として「環境にやさしい地域づくり」「全ての人を支える地域の基盤づくり」「全ての人が活躍する職場・地域づくり」「持続可能な環境・社会に貢献する人づくり」を特定した。各課題への取り組みを積極的に推進することを通じて、取引先・地域の持続的な発展と肥後銀行の企業価値向上を図る。ESG投融資に関しては21年度ESG投融資残高の目標を2,800億円に設定し、サステナビリティリンクローンをはじめとする社会課題へのインパクトを重視した投融資を強化している。ESG投融資を通じた環境・社会への影響を測定して情報開示できるよう、先駆的な取り組みを推進している。

地域のSDGs推進にも積極的に取り組んでいる。20年1月に熊本市、肥後銀行、地方経済総合研究所の3者でSDGs連携協定を締結した。幅広い分野で緊密な相互連携を進め地域の課題やニーズに迅速かつ適切に対応することで、持続可能な地域社会の実現に寄与することを目指す。20年4月からSDGsコンサルティングを開始するなど取引先の支援に力を入れている。

(2) インパクトファイナンスの業務管理体制

グループ各社が緊密に連携し、全社横断的にSDGsに取り組んでいる。また、行内の管理体制として頭取を委員長とする「サステナビリティ推進委員会」を設置し、SDGsに関わる取り組みの進捗状況を3カ

株式会社格付投資情報センター

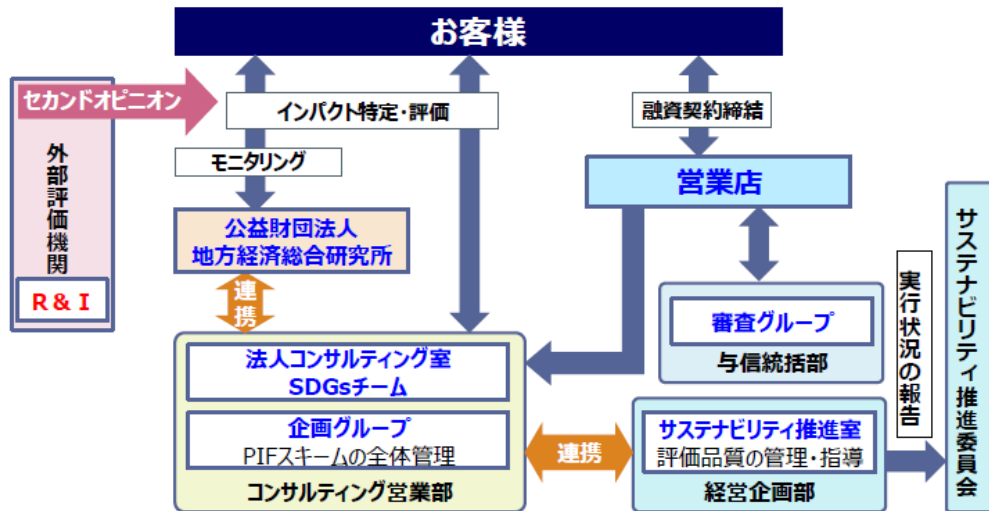
Copyright(C) 2021 Rating and Investment Information, Inc. All rights reserved.

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目2番地テラススクエア（お問い合わせ）マーケティング本部 カスタマーサービス部 TEL 03-6273-7471
セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、適合以外の事柄につき意見を表明するのではなく、資金調達の目的となる成果の証明、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、セカンドオピニオンに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、セカンドオピニオンに関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき本稿末尾をご覧ください。

月ごとに行っているほか、定期的に経営執行会議・取締役会に報告する。

PIF 実施体制は下図の通りである。インパクト評価は通常の案件審査とは切り離れた判断が必要との考えから、与信統括部とは別のラインとしてコンサルティング営業部法人コンサルティング室に設置するSDGs チームが実施する。行内で取引先のインパクト特定完了後、PIF 評価書の作成は提携している地方経済総合研究所（地総研）が行う。PIF に係る行内全体のスキーム管理は同部コンサルティング企画グループが担い、評価品質の管理・指導については経営企画部サステナビリティ推進室が実施する。PIF 実行後、地総研が年次でインパクトの達成状況をモニタリングし、その結果を行内で共有する。コンサルティング営業部法人コンサルティング室は取引先へのフォローアップを実施する。

■ PIF 実施体制図



[出所：肥後銀行]

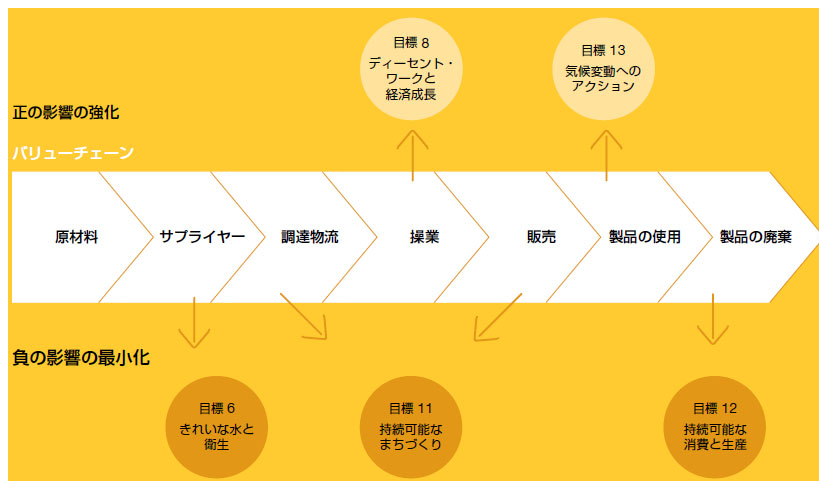
(3) 業務プロセス

① インパクトの特定

インパクトの特定に先立ち事業性評価の知見を活用して業界調査、事業分析、現状分析を実施して取引先の全体像を把握する。その際、経営戦略におけるサステナビリティの位置づけを確認する。

インパクトの特定と評価には GRI、国連グローバル・コンパクトおよび持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）が策定した SDGs の企業行動指針（SDG Compass）を活用する。

■ バリューチェーン分析のイメージ図



[出所：SDG Compass より R&I 加工]

バリューチェーンの各段階において SDGs 諸課題にどのようなプラス・マイナスの影響があるのかを分析し、取引先の事業活動に SDGs169 のターゲットをマッピングする。影響が大きい事業活動と SDG の関連性を適切に示す指標を選定する。データを収集し現状を把握した上で取引先のインパクトを特定する。

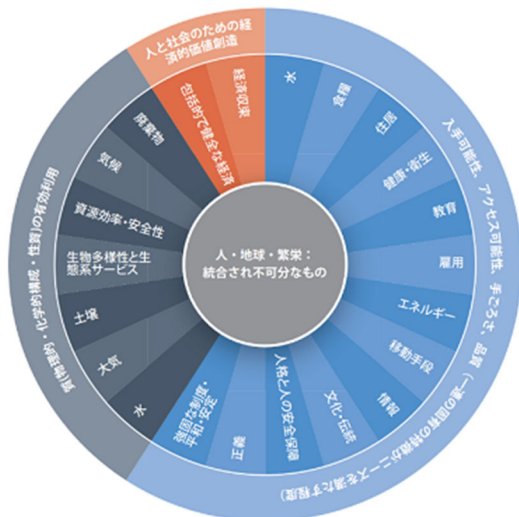
国際目線を確認するために UNEP FI が示す持続可能な開発の 3 つの側面（社会、環境、経済）を網羅する 22 のインパクトカテゴリ（インパクトレーダー、下図参照）を調べる。国際標準産業分類（ISIC）等に基づき各業種がインパクトを与えるカテゴリ、その度合い（大/小）、影響の内容を UNEP FI が提供する分析ツール「インパクトマッピング」を用いて確認する。

融資先が活動する社会の要請を加味するためにバリューチェーン上のステークホルダーの地域を特定する。持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN）が公表する「持続可能な開発レポート」（旧称：SDG インデックス&ダッシュボード）に掲載される各国の SDG ダッシュボード（下図参照）や国の SDGs アクションプランを踏まえてインパクトニーズを確認する。また、地公体 HP で策定している計画など県や地域のニーズ分析を適宜実施する。

SDG Compass に基づき特定したインパクトの内容をインパクトレーダーとのマッピングおよびインパクトニーズの調査結果と比較する。相違がある場合にはその理由を明らかにして全体の整合性をとる。

最後に特定したインパクトを肥後銀行のサステナビリティ全体構想における重要課題に照らすと共にインパクトの追加性の有無も検討してコアインパクトを決定し、もう一度バリューチェーンを俯瞰して特定したインパクトの領域やテーマを整理する。

■ インパクトレーダー



[出所：UNEP FI]

■ SDG ダッシュボード



[出所：SDSN]

② インパクトの評価

SDG Compass が示すステップ 3 の手続きに沿ってインパクト領域ごとに、取引先の取り組みの促進・進捗状況をモニタリングするための KPI（重要業績評価目標）と目標を設定する。目標水準は取引先のこれまでの SDGs の取り組み状況、目標の追加性、社会的に求められるレベル等を踏まえ適切かつ意欲的になるように設定する。

インパクト分析結果を取引先に提示して、インパクト領域、KPI の算出プロセス、目標設定について認識をすり合わせる。取引先と目標達成に向けた施策を協議して PIF を実行する。

③ モニタリング

目標に対する KPI の実績は少なくとも年に 1 回確認することを融資契約等に盛り込む。肥後銀行は地総研と連携してインパクト領域に設定した目標の達成状況をモニタリングする。地総研は、KPI の実績を踏まえて取引先と次年度目標の修正の必要性を含めて協議、設定する。

2. 適合性の評価

肥後銀行は前項に示したインパクトファイナンスの業務管理体制や業務プロセスを文書化（非公開）している。R&Iは肥後銀行が提供した文書とそれに関連する情報、同行のウェブサイトなどを閲覧し担当者への質問を実施した。また業務プロセスに関して、既存の取引先への適用を観察し担当者への質問を実施した。R&Iはこれらの情報と手続きの範囲において、文書化された業務プロセスがPIF原則の4つの事項それぞれについて準拠してデザインされ適用されることを確認した。PIF原則に関してはUNEP FIが公表している関連文書やツールを適宜参照している。原則と主な確認事項は以下の通り。

原則1 定義

ポジティブインパクト金融はポジティブインパクト・ビジネスのための金融である。

持続可能な開発の3つの側面（経済、環境、社会）のいずれにおいても潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの1つの面でプラスの貢献をもたらすこと。

ポジティブインパクト金融はこのような持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標（SDGs）における資金面での課題に対する直接的な対応策の1つとなる。

- インパクト分析に用いるSDG Compassは企業活動がSDGsにもたらす機会と責任の理解から始まり、17のSDGsすべてに対するマッピングを通じて影響領域を抽出し、その中から優先課題を特定、KPIを設定して優先課題の解決に向けて取り組んでいくための指針である。バリューチェーン分析に基づくマッピングにおいて潜在的なものも含め対象企業の事業活動が及ぼすプラス・マイナスの影響を全体的に把握し、マイナス影響の緩和およびプラス影響の促進を企図していく。目標設定に関しては世界的な視点からあるべき姿と現状のギャップを埋める「アウトサイド・イン・アプローチ」の採用を奨励している。これらは持続可能な開発において特定の部分にフォーカスする施策よりも全体を捉える施策（holistic approach）が有効であるとするポジティブインパクトの考え方に近い。
- 肥後銀行はSDG Compassを活用して取引先とインパクト領域、KPIと目標を共有し、継続的な改善を促すことができる形でPIFを実行する。

原則2 枠組み

ポジティブインパクト金融を実行するには、資金提供者（銀行、投資家など）が投融資対象となる事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体から生じるポジティブインパクトを特定してモニタリングするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

- インパクトを特定する方法は上述の通りポジティブインパクト金融の考え方と親和性のあるSDG Compassを中心に据えて、UNEP FIが提供するツール「インパクトレーダー」「インパクトマッピング」を活用して国際的な見方との整合性をとる。インパクトニーズはSDGダッシュボードなどのツールを活用して的確に把握する。
- 肥後銀行が考える重要課題に照らしてコアインパクトを明確にした上で、KPIと目標を設定し、達成度合いをモニタリングするプロセスがある（原則4参照）。
- インパクト分析と統合的なESGリスク管理は確立していないが、TCFDに対応するために実施したシナリオ分析の結果を踏まえ、中長期的に気候変動リスクが自行の財務に影響を及ぼす可能性を認識し、統合的なリスク管理において「外部要因に関するリスク」と位置付けている。
- インパクト分析はSDGsコンサルティングの専門チームが担う。SDGsコンサルティングには現状7人が従事する。チームが所属するコンサルティング営業部のコンサルティング企画グループ、経営企画部のサステナビリティ推進室と連携する業務基盤が確立しており、これまで100件に近い実績がある。ここに地総研が加わり評価書の作成とモニタリングの体制をつくる。PIFへの取り組みがSDGsコンサルティングの質の向上につながるものと位置付けて体制を強化している。
- コンサルティング業務で使い慣れたSDG Compassをインパクトの特定と評価のプロセスの中心に据えることにより、これまで蓄積してきた知見を有効に活用する。PIFの業務プロセスではこれに加えて、インパクトレーダーとのマッピング、インパクトニーズの調査、自行の重要課題との照合——など複数の情報源を組み合わせることになる。調査結果を一元的に集約する表を作成するなどの工夫をして、業務の一貫性の確保と知見の蓄積が可能なプロセスを構築している。

- 融資業務全体で見れば、営業店、与信統括部、コンサルティング営業部、経営企画部サステナビリティ推進室、地総研との連携により既存業務の枠組みの中で PIF を効率よく運用する。ただしインパクト評価の判断に他の業務の影響が及ぶことを最小限に抑えるために、インパクト評価の決裁は案件審査とは切り離す運用としている。
- PIF 実施体制は少なくとも年に 1 回、PIF の方針・戦略・体制、顧客のニーズ、実務上の課題、国際的な動向の観点から見直しを実施し、必要に応じて内容を更新する。

原則 3 透明性

ポジティブインパクト金融の資金提供者（銀行、投資家など）は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。

- ポジティブインパクトとして資金調達した事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体において意図したポジティブインパクトについて（原則 1 に関連）
 - 適格性を判断し、影響をモニタリングし検証するために確立されたプロセスについて（原則 2 に関連）
 - 資金調達した活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体が達成したインパクトについて（原則 4 に関連）
- 肥後銀行は地総研と連携しインパクト分析の結果を評価書にまとめて取引先に提供するとともに、取引先が合意できる範囲において評価書の内容を公表する。評価の実施状況については独立した評価機関によるレビューを受け、その結果を PIF の実施概要とともに公表する。
 - PIF の体制と業務プロセスに関しては R&I が独立した評価を実施して、それらの概要と評価結果を本オピニオンとして公表する。
 - PIF 実行の前に取引先と KPI の算出プロセス、目標設定について認識をすり合わせる。肥後銀行はできる限りこれらの情報の開示を求めていくが、機密性の高い情報は開示できないことがある。

原則 4 評価

資金提供者（銀行、投資家など）が提供するポジティブインパクト金融は意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

- インパクト領域ごとに、取引先の取り組みの促進・進捗状況をモニタリングするための KPI と目標を設定する。PIF を実行する前に取引先と KPI の算出プロセスや目標達成に向けた施策を協議する。実行後、達成状況のモニタリングにおいて、KPI の実績を踏まえて取引先と次年度目標の修正の必要性を含めて協議、設定する。
- 地域金融の事業特性や肥後銀行のサステナビリティへの取り組み姿勢を踏まえると、継続的な取引先の事業変化を支援するような融資が多くなると想定される。このような場合、個別融資の実行による追加的な効果を測るのは難しい。コアインパクトを決定する際に、自行の重要課題との照合と共に追加性を考慮に入れる仕組みを組み込んで、できる限り追加性を意識できる業務プロセスになっている。

以上

【留意事項】

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。